

(様式第1号)

平成27年度 第3回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

日 時	平成27年9月5日(土) 9:00~15:00
場 所	芦屋市役所 北館2階 会議室3
出席者	委員長 寺見 陽子 副委員長 麻木 邦子 委員 中俣 久美 委員 安里 知陽 欠席委員 大方 美香  事務局 こども・健康部長 三井 幸裕 こども・健康部主幹 和泉 みどり こども・健康部主幹, 学校教育部主幹 中塚 景子 こども・健康部子育て推進施設整備係長 田中 孝之 こども・健康部子育て推進課主査, 学校教育部学校教育課主査 山中 朱美 こども・健康部子育て推進課主事 井村 元泰 芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会関係課 こども・健康部子育て推進課長 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課保育係長 長澤 淳子
事務局	こども・健康部子育て推進課
会議の公開	一部公開 会議冒頭に諮り, 出席者4人中4人全員の賛成により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] 審議の内容に個人情報及び法人情報等が含まれるため一部公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

- (1) 小規模保育事業について
- (2) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定の進め方について
- (3) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定
- (4) その他連絡事項

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料1-1 小規模保育事業所の開園等のご案内

資料1-2 芦屋市小規模保育事業者募集要項

資料1-3 開園までのスケジュール

資料1-4 待機児童分布図

資料2 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定の進め方について

3 審議経過

<開会>

(1) 開会の挨拶

**【事務局から開会の挨拶】**

(2) 会議運営上の説明

**【事務局より会議の運営等について説明】**

<議題>

(1) 小規模保育事業について

(委員長) 事務局から議題1「小規模保育事業について」の説明をお願いします。

(事務局田中) 資料1-1「小規模保育事業所の開園等のご案内」をご覧ください。

6月に選定いただきました2事業者についてですが、HANA保育園については、予定通り10月1日開園で準備を進めており、週明けには改修工事の完了検査を予定しております。既に、待機になっている方には、こちらの資料に掲載している内容をベースに施設のご案内を行っております。現在入所受付中ですので、申込者数については集計できませんが、HANA保育園から施設見学に数人来られたというお話は聞いております。

ニチイ学館につきましては、12月1日開園で準備を行っております。それでは経過説明をさせていただきます。まず、延期の理由につきましては、テナント物件を保育園として使用するために必要な用途変更に関する手続きにおいて、物件オーナーのご事情で予定以上の期間を要する見込みであることに加え、入札が不調になった場合への対応や、改修工事の確実な竣工、利用者への対応期間等も考慮し、余裕をもったスケジュールに見直すことにより確実な開園を目指すというものです。

そもそも10月1日開園として公募し選定されたので10月1日に開園でき

ないのであれば選定を取り消すことになるのか、それとも山手圏域には待機児童もまだ多い状況であり、事業者としての選定結果は非常に良好であったので、遅れてでも開園をしていただくほうがよいのか、選定委員会委員の皆様を確認させていただき、ご意見をいただいたところ、利用者にとってよい環境が整うのであれば、延期もやむを得ないということでしたので、12月1日開園に向けて取り組んでまいりたいと考えております。今後については、募集期間の設定や応募提出資料に関する事務改善を図りたいと考えております。

続きまして、前回の公募で選定のなかった精道圏域に関する取り組みを説明させていただきます。資料1-2「芦屋市小規模保育事業者募集要項」をご覧ください。

先程申し上げましたように、選定のなかった圏域について9月15日から再度募集を行いたいと思います。募集要項については、概ね前回と同様になっておりますので、下線で表示しております変更箇所を中心に説明いたします。

まず、1頁「1 募集の概要」「(2) 募集地域及び募集数」をご覧くださいますと、先程申し上げました前回選定のなかった精道圏域・潮見圏域での募集となっております。また募集数は、前回3施設の募集に対して2施設が選定されておりますので、残りの1施設としております。

次に「(5) 開園日」は、開園準備が整い次第としております。これは前回であれば公募開始から5か月後を開園日としていましたが、開園日のリミットを来年4月1日とし、それ以前に準備が整えば開園できるとしてしております。そのため、公募開始から最大で6か月半の期間を設けておりますので、開園予定日が延期になるといった事態は発生しないよう対処したいと考えております。

次に4頁をご覧ください。頁の中ほど「(13)」避難経路に関しての記述ですが、その下の「(16) 法令順守」について含まれておりますが、安全面に関することなので、念のため特筆しました。

続きまして、資料1-3「開園までのスケジュール」をご覧ください。こちらの資料も、開園予定日の延期が発生したことから、応募書類に追加し、応募の段階で開園までのスケジュール感を事業者自身に求め、また、こちらとしてもそのスケジュール感を確認させていただきたいと思い、提出資料に追加するよう検討しております。基本的には募集要項も提出書類も前回と同様で考えておりますが、公募開始までもう少し期間がございまして、事務改善できる部分はしてまいりたいと考えております。今年度、小規模保育の選定につきましては、公募はこれで最後としております。

事務局から議題1の説明については以上です。

(委員長) 説明の通り10月1日開園という前提で選定したニチイ学館について、再選定するのではなく、開園日が12月1日に変更になるという事ですが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【意見なし】

(委員長) 次に、前回選定のなかった精道圏域又は潮見圏域から1事業者を追加で公募するというので、今月15日から始まるという事ですが、委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【意見なし】

(委員長) では、このような形で進めさせていただくということによろしいですか。

【承認】

(2) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定の進め方について

(委員長) それでは次の議題に移りたいと思います。議題2「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定の進め方について」の説明をお願いします。

(事務局田中) 資料2「幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定の進め方について」をご覧ください。

まず、「1 応募状況」は、2法人となっております。法人名等については、公平な選考のため、ここでは法人数のみの報告とさせていただきます。

次に、「2 審査方法」ですが、本日の書類及び面接による第1次審査で、第2次審査に進む法人を最大で2法人選定いたします。その後(2)に記載しておりますが、審査を通過した法人が運営している施設を調査いたします。対象施設は、応募法人が本公募においてふさわしいとご提案いただいた施設でございます。すでに聞き取りをしておりますので、また後程紹介させていただきます。また、調査は午前中を予定しております。登園から昼食の様子確認までを予定しております。ざっとした時間割としては、1時間程度保育の様子確認、1時間程度関係書類の確認、1時間程度昼食の様子と再度気になった事項の確認と、計3時間程度を予定しております。日程につきましてはこちらで調整いたしますが、最大で2法人が選ばれた際に両調査日にご参加いただける委員の方をお願いしたいと考えております。

次に、「3 事業者の選定」ですが、第1次審査と第2次審査の両方の結果を通算して事業者を決定したいと考えております。その理由としましては、第1次審査では、法人自身への評価、それから今後整備する認定こども園でどのような教育・保育に取り組むのか等を書類と面接により審査し、その上で、第2次審査では実際の教育・保育がどのように実践されているかを審査いたしますので、第1次審査を通過すればその結果をリセットし第2次審査のみで事業者を選定するのではなく、全体を通じて評価の高かった事業者と、開園に向けた

取り組みを進めるということで整理いたしました。

続きまして、「4 採点方法」についてですが、基本的には小規模保育の選定と同様で、絶対評価でお願いします。2法人を比較して、どちらが良いのか悪いのかという相対評価ではございませんので、よろしくお願いします。採点は10点満点、20点満点、30点満点の3種類となっており、それぞれの場合について図のとおり採点いただきたく思います。また、米印についても小規模の選定の際と同様、様式2関連の法人概要等については、減点方式での採点をお願いしたいと思っております。

最後に、「5 その他留意事項」についても小規模保育の選定と同様で、各審査項目に5割以上というボーダー一点を設けております。

続いて2頁をご覧ください。下から3行目の(2)の「選定を通過するには」の件について説明いたしますと、これも小規模保育の選定と同様で、ボーダー一点を満たした上で、総合点が7割以上を獲得する必要があります。それから、第1次審査と第2次審査の配点については、第1次審査が150点満点、第2次審査が100点満点としております。この点につきましては、第1次審査では、教育・保育に関するだけでなく、法人概要、法人の経営状況、収支予算計算や施設整備計画と内容が多いので150点満点としております。そのため、一次審査の総合点の7割以上という点については、105点以上となりますのでお間違いないようお願いいたします。

それでは3頁をご覧ください。

本年3月31日に開催しました選定委員会においてその当時の選定基準案をお示しさせていただきましたが、その後公募に関する事務を進める中で、前回の選定委員会で浜風幼稚園及び浜風小学校の保護者から1号認定子どもの選考方法や交通安全対策等のご意見・ご要望を紹介させていただきましたように、様々なご意見を頂戴しましたので、第1次審査の配点を一部見直しています。

まずは変更点について説明させていただきますと、一番左の列「審査項目」の「2 園の組織・体制」に関する「(1) 全体計画」については、配点を20点としたいと思っております。理由としましては、1号認定子どもの選考方法という点で、どういう観点で選定されるのかということを重視しました。そのため「(3) 職員の育成・配置」を10点と変更しています。

続きまして4頁と5頁をご覧ください。一番左の列「審査項目」の「3 園の運営」に関する「(1) 教育・保育課程等」は20点のままですが、それと同様に5頁の「(6) その他の提案」を重視しました。理由としましては、小学校との連携、交通安全対策、園舎解体への配慮も含めた施設整備計画に当たっての考え方という内容を重視したことが挙げられます。そのため「(2) 支援・配慮を要する子ども及び家庭支援が必要な保護者への対応」は、大事な項目ではございますが、その他の項目同様10点としております。

次に、小規模保育事業者の選定と異なる点について説明させていただきます。

4頁の真ん中あたりに「3 園の運営」の「(1) 教育・保育課程等」の「【様式8 関連】」に「認定こども園として特に配慮する点」というものを挙げています。その右に主な着眼点を記載していますが、3つ目に「在園時間の多様性や入園時期の違いを踏まえる等指導計画に工夫されているか。」という点です。これは、国の教育・保育要領にも記載してありますが、そういった点がきちんと考えられているのかということを確認するものです。

次は5頁になります。「【様式1 1 関連】」の「子育て支援事業」というものです。認定こども園は在園児だけではなく、地域に開かれた施設として機能することが期待されておりますことから、着眼点にも「子育て支援事業が具体的に考えられているか」と記載しています。

それから「【様式1 3】 関連」ですが、「小学校との連携等」が挙げられます。就学前施設で5歳児まで受け入れる施設ですから、小学校や他の就学前施設との連携・交流について考えられているかを確認いただきたいと思います。

続きまして、6頁と7頁、この頁につきましては第2次審査の実地調査でご確認いただく事項なのですが、3月31日の選定委員会でお示した案のとおりで変更はございません。

事務局から議題2については以上です。

(委員長) 委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

(安里委員) 認定こども園の受付は園独自で行うということですか。

(事務局田中) 2号認定・3号認定につきましては、認可保育所と同様に市役所でご希望をお受けし、入園の案内をします。1号認定につきましては、幼稚園と同様園に直接申込みをされるという形になっています。受付方法等につきましては、利用される立場の方からされますと同じ様な形です。

(安里委員) 2号認定と3号認定の保護者が申込みを市役所にするときに、第1希望・第2希望と書きますが、今までのように私立公立関係なく入れていき、その中で入園・入所が可能な施設を通知してもらうという形ですか。

(事務局田中) 今と同じ形ということでご理解ください。

(安里委員) 転所の手続きについても、今までと同じように転所願を出しておいて、2歳児くらいで空きができれば別の保育所に転所することも考えたりできるのですか。

(事務局田中) 扱いとしては、認可保育所と同じように考えていただければ結構です。

(安里委員) 1号認定の方は通常、秋頃になると園児募集が出ますが、認定こども園の保育部分を利用していた方が、年度途中で2号認定から1号認定になった方は、途中から幼稚園部分を利用できるのですか。また、逆に1号認定として利用していた方が年度途中で2号認定に変更になった場合、2号認定の定員がいっぱいになっても2号認定として利用できるのでしょうか。

(事務局田中) 1号認定と2号認定の枠があり、その枠が片方は増えるが片方はその分減り、内訳は変わりますが総定員は変わらないということなので制度としては利用可

能です。ただ、そのときの園の体制がどのようになっているのかは実際に園が運営されてからでなければわからないので、絶対に大丈夫であるとお約束できるものではありません。

(委員長) とても重要なところなのですが、運用し始めてみなければわからないかと思えます。難しい問題ではありますので、対応できるようにお願いします。

それでは選考の基準ですが、4点の提案がありました。①審査方法として第1次審査と第2次審査のそれぞれの結果を通算して事業者を決定する、②採点方法等については、小規模保育の選定同様、各審査項目のボーダー一点5割を超え、総合7割以上を獲得しなければ選定に通過しない、③第1次審査が150点満点、第2次審査が100点満点、④第1次審査の配点を一部見直し、との説明がありました。このような選定でよろしいですか。

**【質問・意見なし】**

(委員長) 特にないようでしたらこの提案をご理解いただき、次の議題へいかせていただきます。ここからは非公開となります。

(3) 幼保連携型認定こども園設置運営事業者の選定

**【選定に関する事務局からの説明】**

**【2法人のプレゼンテーションと質疑応答】**

**【委員による選定に関する協議及び採点】**

**【結果発表】**

(4) その他連絡事項

**【事務局から連絡事項】**

<閉会>

**【委員長から閉会のあいさつ】**